

○公安委員会の行う交通規制に関する事務処理要領の制定について

令和3年3月26日
道本交規第4585号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
交通規制の上申に関する事務処理要領については、これまで「公安委員会の行う交通規制に関する事務処理要領の制定について」（令2. 3. 18道本交規4138号）。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、北海道警察情報管理システムにおける交通規制情報管理業務の運用開始に伴い、別添のとおり「公安委員会の行う交通規制に関する事務処理要領」を定め、令和3年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

改正の要点

- (1) 交通規制情報管理システムによる交通規制の上申管理を導入した。
- (2) 上申先を警察本部長（方面本部長）から警察本部交通規制課長（方面本部交通課長）へ変更した。
- (3) 北海道公安委員会所管の交通規制計画の進達を警察本部交通規制課長と方面本部交通課長への連名上申に変更した。
- (4) 交通規制実施計画書（別記第4、5号様式）を交通規制計画書（別記第2号様式）と兼用し、別記様式の内容を改めた。

別添

公安委員会の行う交通規制に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する交通規制の手續に関する事務を適正かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

本要領の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 本部主管課 警察本部交通規制課（以下「交通規制課」という。）及び方面本部交通課をいう。
- (2) 警察署等 警察署、警察本部高速道路交通警察隊及び釧路方面本部十勝機動警察隊をいう。
- (3) 警察署長等 警察署長、警察本部高速道路交通警察隊長及び釧路方面本部十勝機動警察隊長をいう。
- (4) 交通規制情報管理システム 北海道警察情報管理システムによる交通規制情報管理業務のうち、交通規制に係る情報管理を行うシステムをいう。
- (5) 特定交通規制 道路交通法施行令（昭和35年政令270号）第44条第1項第2号の規定に定める全国的な幹線道路（高速自動車国道及び一般国道）における交通規制をいう。
- (6) 一般交通規制 法第4条第1項に規定する交通規制のうち、特定交通規制以外の交通規制をいう。

第3 交通規制の上申

1 特定交通規制の上申

- (1) 札幌方面以外の方面の警察署長等は、管轄区域内における現地調査の結果、特定交通規制の新設、変更又は廃止を行う必要があると認めるときは、交通規制情報管理システムに当該交通規制に係るデータを登録し、警察本部交通規制課長及び当該方面本部交通課長に上申すること。
- (2) 上申については交通規制情報管理システムから出力した交通規制計画総括表（別記第1号様式）及び交通規制計画書（別記第2号様式。以下「計画書」という。）のほか、交通規制を計画している現場が確認できる写真等の資料を添付すること。
- (3) 特定交通規制の上申を受理した方面本部交通課長は、計画段階から警察本部交通規制課と十分な連携を図り、適正な特定交通規制の実施に努めること。

2 一般交通規制の上申

- (1) 警察署長等は、管轄区域内における現地調査の結果、一般交通規制の新設、変更又は廃止を行う必要があると認めるときは、現地調査を実施した上、警察本部交通規制課長（札幌方面以外の方面の所属については、当該方面本部交通課長）

に上申すること。

(2) 上申については、第3の1の(2)の方法で行うこと。

3 簡易な変更の上申

規制種別に変更がない単純な路線名又は地番の変更は、現場写真等を省略することができる。

4 上申の受理

上申を受理した本部主管課は、交通規制上申受理簿（別記第3号様式）に記載の上、処理経過を明らかにするとともに、四半期ごとに本部主管課長の決裁を受けるものとする。

第4 公安委員会の意思決定

1 現地調査等の実施

(1) 本部主管課においては、交通規制の上申内容の審査を行い、かつ、本部主管課担当者による現地調査を実施して、総合的な施策としての具体化と問題点の調整を行う。

(2) 警察署等は、本部主管課による現地調査の結果、交通規制の必要性が認められる場合は、交通規制に対する住民の理解と協力を求める説明会等を実施して、交通規制の円滑な実施に努めるものとする。

(3) 本部主管課は、前記の住民に対する説明会等の結果を踏まえて、交通規制の新設、変更又は廃止が必要と判断した場合は、交通規制情報管理システムに警察署等が登録したデータを元に計画書を作成して必要性を疎明するほか、信号機、道路標識又は道路標示（以下「標識等」という。）の設置又は撤去の調整を行う。

(4) 本部主管課は、規制種別に変更がない単純な路線名又は地番の変更は、現地調査及び計画書の作成を省略することができる。

2 特定交通規制実施の決定

(1) 特定交通規制の意思決定については、第3の1による上申に基づき、北海道公安委員会が行う。

(2) 警察本部交通規制課は、特定交通規制の意思決定があったときは、当該方面本部交通課長及び当該交通規制を上申した警察署長等にその旨を通知する。

この場合における標識等の工事発注手続は、当該方面本部交通課が行う。

3 一般交通規制実施の決定

(1) 公安委員会は、それぞれの権限に属する交通規制を実施するときは、交通規制実施決定書（別記第4号様式。以下「決定書」という。）により意思決定を行う。

(2) 本部主管課は、公安委員会の意思決定があったときは、当該交通規制の上申をした警察署長等にその旨を通知する。

この場合における標識等の工事発注手続は、本部主管課が行う。

4 標識等の現場確認時における留意事項

(1) 警察署等は、公安委員会の意思決定があったときは、公安委員会の意思決定事

項と現場における標識等の設置又は撤去状況との整合性を確認し、標識等の視認性を点検して交通規制意思決定確認結果報告書（別記第5号様式）により本部主管課へ速やかに報告すること。

- (2) 報告を受けた本部主管課は、上記報告書記載の標識等の設置又は撤去の年月日を交通規制情報管理システムに登録の上、決定書に追記すること。

第5 交通規制情報管理システムの運用

本部主管課は、公安委員会の交通規制に関する意思決定内容について交通規制情報管理システムを管理、運用するものとする。

※ 別記様式省略